

議第 8 1 号

高山市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

高山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い改正しようとする。

高山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

高山市個人情報保護条例（平成12年高山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の収集等の目的を超えた利用（以下「目的外利用」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をすることができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（<u>当該情報が特定個人情報である場合を除く。</u>）を除く。</p> <p>(3) <u>特定個人情報</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(4) <u>情報提供等記録</u> <u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、<u>保有している個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）</u>について個人情報の収集等の目的を超えた利用（以下「目的外利用」という。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をするこ</p>

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

(訂正又は削除の請求)

第13条 (略)

2 市民は、第6条又は第7条の規定によらないで自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。

とができる。

(1)～(5) (略)

2～6 (略)

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、保有している特定個人情報について目的外利用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有している特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について目的外利用をすることができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(訂正又は削除の請求)

第13条 (略)

2 市民は、自己情報（情報提供等記録を除く。）が、第6条若しくは第7条の規定によらないで収集されていると認めるとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されていると認めるとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。

(目的外利用等の中止の請求)

第14条 市民は、第8条の規定によらないで自己情報が目的外利用若しくは外部提供され、又はされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は当該外部提供の中止を請求することができる。

(法定代理人による請求)

第16条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、法定代理人であることを明らかにして、本人に代わって第12条第1項に規定する開示、第13条に規定する訂正若しくは削除又は第14条に規定する目的外利用若しくは外部提供の中止の請求をすることができる。

(利用等の停止)

第18条 実施機関は、第13条又は第14条の規定により自己情報の訂正、削除又は中止(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該自己情報の利用又は目的外利用若しくは外部提供を中止しなければならない。ただし、中止により実施機関の正当な職務執行に支障が生じる場合は、この限りでない。

(目的外利用等の中止の請求)

第14条 市民は、自己情報(情報提供等記録を除く。)が、第8条の規定によらないで目的外利用若しくは外部提供され、若しくはされようとしていると認めるとき、第8条の2の規定に違反して目的外利用され、若しくはされようとしていると認めるとき、又は第8条の3の規定に違反して提供され、若しくはされようとしていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用、当該外部提供又は当該提供の中止を請求することができる。

(法定代理人による請求)

第16条 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(特定個人情報に係る請求にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。以下同じ。)は、法定代理人であることを明らかにして、本人に代わって第12条第1項に規定する開示、第13条に規定する訂正若しくは削除又は第14条に規定する目的外利用、外部提供若しくは提供の中止の請求をすることができる。

(利用等の停止)

第18条 実施機関は、第13条又は第14条の規定により自己情報の訂正、削除又は中止(以下「訂正等」という。)の請求があったときは、次条の規定による決定をするまでの間、当該自己情報(情報提供等記録を除く。)の利用又は目的外利用、外部提供若しくは提供を停止しなければならない。ただし、停止により実施機関の正当な職務執行に支障が

<p>(費用負担)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 自己情報の開示の請求をして、当該自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第31条 他の法令等の規定により個人情報の開示又は訂正等の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>生じる場合は、この限りでない。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 自己情報の開示の請求をして、当該自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。 <u>ただし、実施機関は、経済的困難により自己の特定個人情報の写しの交付に要する費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。</u></p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第31条 他の法令等の規定により個人情報<u>(特定個人情報を除く。)</u>の開示又は訂正等の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。